

大町東小学校いじめ防止基本方針

○基本理念

- ・いじめを許さず、互いを尊重する人間関係を築くことができるようにする。
- ・全ての児童が安心して学習やその他の活動に取り組み、自己肯定感を高める機会を多く設けるとともに、未然防止に努める。
- ・大勢の大人の目で見守り、いじめの早期発見・早期対応に努める。
- ・いじめが起きたときは、いじめられた児童の気持ちに寄り添うことを第一とするが、加害者・被害者ともに課題を克服する機会ととらえ、関係者が連携して対応する。

○いじめの定義

「いじめ」とは、児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している当該児童生徒と一定の人的関係のある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。

(いじめ防止対策推進法第2条)

いじめは相対的で主観的なものなので、いじめの認定については多くのトラブルが生じやすい。また、そこで、子どもと直接対応する現場では認定の根拠となる客観的ないじめのとらえが必要となる。

いじめが起きたときは原則として「いじめの（法律上の）定義」の4つの要素

- ①行為をした者（A）も行為の対象となった者（B）も児童であること
- ②AとBの間に一定の人間関係が存在すること
- ③AがBに心理的又は物理的な影響を与える行為をしたこと
- ④当該行為の対象になったBが心身の苦痛を感じている

を含んでいるかどうかを検討し、児童・保護者に説明し、対応していく。

<具体的ないじめの態様の例（国の基本方針より）>

- ・冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌いなことをいわれる
- ・仲間はずれ、集団により無視をされる
- ・軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ・ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- ・金品をたかられる
- ・金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- ・嫌いなことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- ・パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる 等

○いじめに対する基本認識

- ・いじめはどの学校でも、どの学級でも、どの子どもにも起こりうる。
- ・いじめは、大人の目の届きにくいところで発生する。
- ・いじめは、学級の無関心層のなかで大きくなる。（いじめの構造より）
- ・いじめは、学級集団のいじめは許さないという雰囲気の中では起こらない。もし、起きてても深刻化することは無い。

いじめ問題への理解と対応マニュアル

大町東小学校

1 二種類あるいじめ

①成長段階において必要不可欠なもの（幼児期のいじめたり、いじめられる関係）

人間関係の習得、思いやりや相手の立場を考える能力の向上

②心の傷となり、健全な精神の育成を阻むもの→ いわゆる“いじめ”

2 いじめの定義（大町東小としての見解）

「いじめ」とは、児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している当該児童生徒と一定の人的関係のある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。

（いじめ防止対策推進法第2条）

いじめは相対的で主観的なものなので、いじめの認定については多くのトラブルが生じやすい。また、そこで、子どもと直接対応する現場では認定の根拠となる客観的ないじめのとらえが必要となる。

いじめが起きた時は原則として本校でも「いじめの（法律上の）定義」の4つの要素

①行為をした者（A）も行為の対象となった者（B）も児童であること

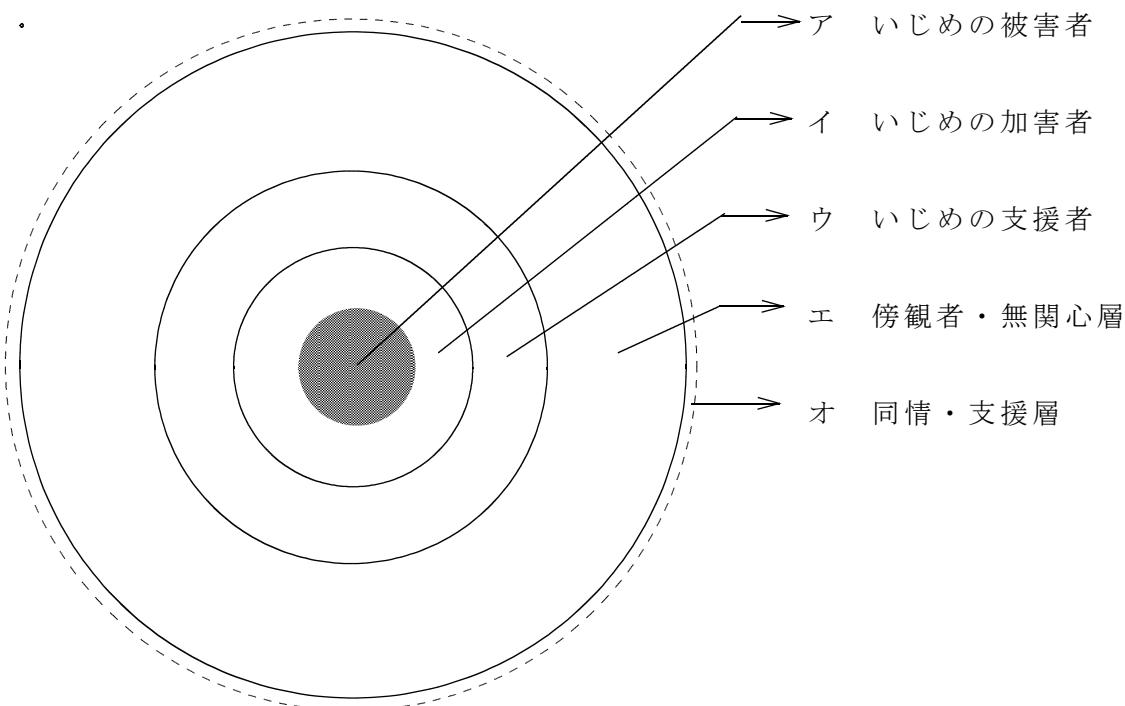
②AとBの間に一定の人間関係が存在すること

③AがBに心理的又は物理的な影響を与える行為をしたこと

④当該行為の対象になったBが心身の苦痛を感じている

を含んでいるかどうかを検討し、児童・保護者に説明し、対応していく。

3 いじめの多重構造



いじめは、いじめを許さないというクラスの雰囲気の中では発生しない。発生しても長
続きしない。————→ イの加害者だけがいじめの主体者ではなく、ウの支援者、

エの傍観者・無関心層がいじめを支え、強化しているといえる。

つまり、ウ、エはいじめの共犯といえる。

4 具体的ないじめの行動

＜具体的ないじめの態様の例（国の基本方針より）＞

- ・冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌いなことをいわれる
- ・仲間はずれ、集団により無視をされる
- ・軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ・ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- ・金品をたかられる
- ・金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- ・嫌いなことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- ・パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる 等

5 “いじめ”の心理

○**被害者**……被害者は、加害者からストレスを受けるだけでなく、3の図のように一人
でほぼ全員を相手にしているという構図になる。その孤独感、不安感、絶望感は、大人
が想像するよりはるかに大きい。やがて、いじめられるのは、自分が悪いから、価値が
ないためとか、汚い、醜い等自分を卑下し、強い劣等感を持つようになる。

親や教師に言わず、時にはいじめの最中にニコニコしていたりする（それがために、
いじめではなかったと加害者側が主張することがある）ことがある。これは、①いじめ
られている自分がみじめで、いじめの事実を認めたくない ②話すと嫌なことが思い出
されるため ③話すといじめがもっとひどくなると思っているため ④親に心配をかけ
たくない ⑤話しても無駄 等の心理が働くためと思われる。

○**加害者**……加害者は複数なので、罪悪感は分散され一人の受け持つ量が減る。そのため
悪いことをしているという意識があまり無い。やがて、いじめをすること自体にストレ
ス発散の快感や連帯意識を感じるようになる。価値の共有やグループ内の地位向上など
のため過激な行動やいけないと思ってもやめられないという状態になる。

被害者の方に原因があり、自分たちはそれを治していると思っている場合もある。

6 児童への対応

(1) 被害者への対応

- ・完全に被害者の側にたつこと（先生はあなたの味方だよ、何があっても守るよ）
- ・被害者の不安感、つらさをまるごと受け止め、安全を保障する。
- ・具体的な事実を確認する。（感情によって事実は姿を変えるので、事実と感情をワン
セットで。こういうことをされて私はこういうふう感じた。）
- ・あなたにも落ち度がある等は言わない。本人の教育課題であり、そのことによつてい

じめられる筋合いのものではない。一件落着後に指導していく。

- ・保護者への連絡の承諾を得る

(2) 加害者への対応

- ・2のいじめの定義に即して、「自分（たち）の行為はいじめである」という自覚を持たせる。
- ・「俺達ばっか」「あっちの言い分ばかり聴いてこっちは信じてくれない」などの自己防衛が最初は出てくるが、言い分をじっくり聞く。いじめをする生徒は、背景に大きな問題や、不安感を抱えていることが多い。
- ・「相手が悪い」という主張には、相手に原因があってもいじめてもよいという理由にはならないことをおさえる。
- ・具体的な事実を確認する。情報提供者の情報と照合しウソやごまかしを明らかにする。
- ・もし自分がそんなことをされたらどう思うか考えさせ、いじめられている生徒の痛みに気づかせる。思いやりの心情を育てることが眼目である。
- ・トラブルの原因を、どのような方法で解決したら良かったか考えさせる。今後につながるスキルを学ぶという意味で大事である。
- ・加害者を呼んで指導するときは、一人ずつが原則。（集団心理の力動が働く）
- ・被害者と加害者全員をあわせて対決させたり、安易な謝罪をさせたりしない。
- ・保護者への連絡の承諾を得る。

(3) 傍観者・無関心層への対応

- ・自分たちの振る舞いが、いじめを助長させているんだという認識を持たせる。
- ・自分たちが、オの同情・関心層になれば、いじめはすぐになくなるという認識を持たせる。（いじめの構造を説明する）

(4) 支援者への対応

- ・被害者を支えてくれたことに感謝し、これからの行動への意欲付けをする。
- ・情報提供者への排斥がないように十分配慮する。

(5) 保護者への対応

- ・いじめの事実と指導経過・結果をありのまま伝えることが原則。
- ・加害者側の保護者も被害者側の保護者も「いじめ」という言葉に激しく動揺する。親によっては、加害者側であっても「我が子を悪者扱いした」と逆上する場合も少なからずある。冷静に言葉を選んで、誤解の無いように伝える。
- ・**この出来事を通して成長の機会としたいという学校側の願いを伝え、協力を仰ぐ。**
- ・いじめの程度の違いにより謝り方の差はあるが、加害者の保護者が被害者の保護者に謝罪の気持ちを伝えるよう助言する。

7 いじめの予防

(1) 一般的な対応

- アンテナを常に高くし、サインを見逃さない。（元気がない、生活記録の様子、体のあざ、生徒間のうわさ等）
- いじめについての教育をおこなう。（どんなことがいじめになるのか分からない生徒が

いる。)

○ “誰とでも仲良く”は現実的ではない。嫌いでも言動に出さないこと、言動に出すことはいじめにつながることを繰り返し指導する。

○ ストレスのはけ口は常に弱い者に向かう。クラス内でお互いの違いを認め合い、尊重し合う雰囲気醸成に努める。(グループエンカウンターやレクレーション、共同作業など)

○ 小さいいじめを見逃さない。黙認につながる。

○ 意外と教師の態度がいじめを生み出していることがある。特定の生徒への馬鹿にした態度が続くと、生徒は真似をするようになり、いじめに発展していく。

8 学級の規律の強弱といじめの関係

◎ 規律の弱い学級といじめの関係

(1) 小集団化の成立する背景

学級内の生活・活動のルールが明確化され、それが子どもたちの中でしっかり定着していることが集団のまとまりと安定を形成する。規律やルールが十分に定着していない集団に所属すると不安感が高まる。他の子どもの自由気ままな行動が読めないで、自分の安全が保てないと感じるからである。そうすると、疑心暗鬼になりやすく、人間関係も不安定になり、ストレスが高まる。その結果、学級集団への所属意識も低下し、自分の不安感を低減するために周りの子どもと3～4人の小グループを形成して防衛しようとするのだと考えられる。小さく自分たちだけで固まることで不安に耐えようとする、不安のグループピングと言う現象である。

(2) 小集団化といじめの発生

小グループが安心感を高め、自分たちのつながりを強めるために次のことが行われる。まず、自分たちだけの共有する秘密を持つようになる。たとえば、好きな人の名前を教え合う、特定の人陰口を言い合うなどである。これは、閉鎖的で隠したい事柄なので、それを共有している自分たちは仲間なのだと強く感じられるのである。

特定の人陰口が一步進むと、いじめ行為につながっていく。一緒に行くことで自分たちは仲間であることを確認している面があり、いじめの理由も仲間内で正当化されているので罪障感も少ないのである。

ターゲットにされる子どもは、メンバーの感情に触れるような子細なレベルの場合から、小グループが乱立している場合はリーダー格の子ども、目立っている子どもがターゲットになりやすい。他のグループの子どもたちはそのグループのターゲットになることを恐れ、同調していじめるようになる。そのため学級のほとんどの子どもが特定の子どもの徹底的にいじめるという構図が出来上がる。従って、学級はまとまってきたような感じを受けることがある。

(3) 小集団化から生じるイジメへの予防と対応

○ パターン化された活動の中で、ルールに基づいて行動する習慣を形成する。

ある程度パターン化された朝・帰りの会の展開、授業の展開、掃除(目当ての確認、反省会など)など、ルールの基に活動する習慣を形成していくことが求められる。小さな事

から、短い時間からでよいので、ルールを基に活動する習慣を蓄積していく。

○教師の指示は、学級全体に、明確に、具体的におこなう。

小グループごとに指示すると、「先生はこう言った」と子どもたちは都合良く曲解しがちになる。

○様々な班活動、学級活動の中に感情交流の場を取り入れ、本音の思いが小グループにこもらないようにする。

小集団化が進むと、みんな陰でコソコソと話すようになり、それがさらに対立を生み出していく。ちょっとしゲーム、相手の活動を認め合う場などを設定し、感情交流を促進していくことが大事である。みんなで活動することのおもしろさを知ると、陰でコソコソすることが目立ってしまい抑制されるのである。

○力関係で、教師から見ていじめられそうもない子どもがターゲットになる可能性があるので、先入観をもたず日常観察する。

◎生活・活動の規則が厳しく指導されている学級といじめの発生

(1) 教師の指導が徹底されている学級集団とフラストレーション

教師の指導が徹底されている学級集団は、学級内のルール、規則が遵守されており、子どもたちはその枠の中で活動するので、人間関係の軋轢、トラブルは比較的少ない。さらに、教師に期待される行動や態度が明確なので、努力する方向・基準が明らかになり、子どもたちは意欲的に活動し、けじめのある学級集団を形成する。

しかし、評価される基準が明らかになっているということは、子どもたちの間に優劣の序列が生まれやすいという面が生じる。規則正しい生活を過度に強いられると、子どもたちは息苦しく、フラストレーションがたまりやすくなる。そのはけ口として、学級内の弱い・評価の低い子どもがターゲットにされやすいのである。

(2) 規律の強い学級集団がいじめを生む原因

みんなと同じにできない存在を排除する心理がある。ターゲットになっている子は、普段から教師に、生活面や学習面でたびたび注意をうけているので、周りの子どもたちは教師からも否定されていると認識する。それが、子どもたちに、いじめることの正当感をあたえてしまうのである。この場合、教師の言うとおりにしている子どもたちが多数派なので、集団で特定の子を攻撃したり、見下したりすることになる。

○生活・規律の規則が厳しく指導されている学級集団でいじめられる子の傾向

- ・体力がない、気の弱い子
- ・集団で同行動が出来ない子
- ・学習が遅れ気味の子

○規則があいまいで、自由な感じのする学級集団でいじめられる子の傾向

- ・クラスのリーダー格の女子
- ・小グループのリーダー格の子
- ・勉強や運動の出来る子
- ・教師から信頼の厚い子
- ・いじめ問題が学級中に

(3) 規律の強い学級集団のいじめの予防・対応

指導性の強い管理的な学級経営は、学習と生活という子どもの活動を評価する基準が固

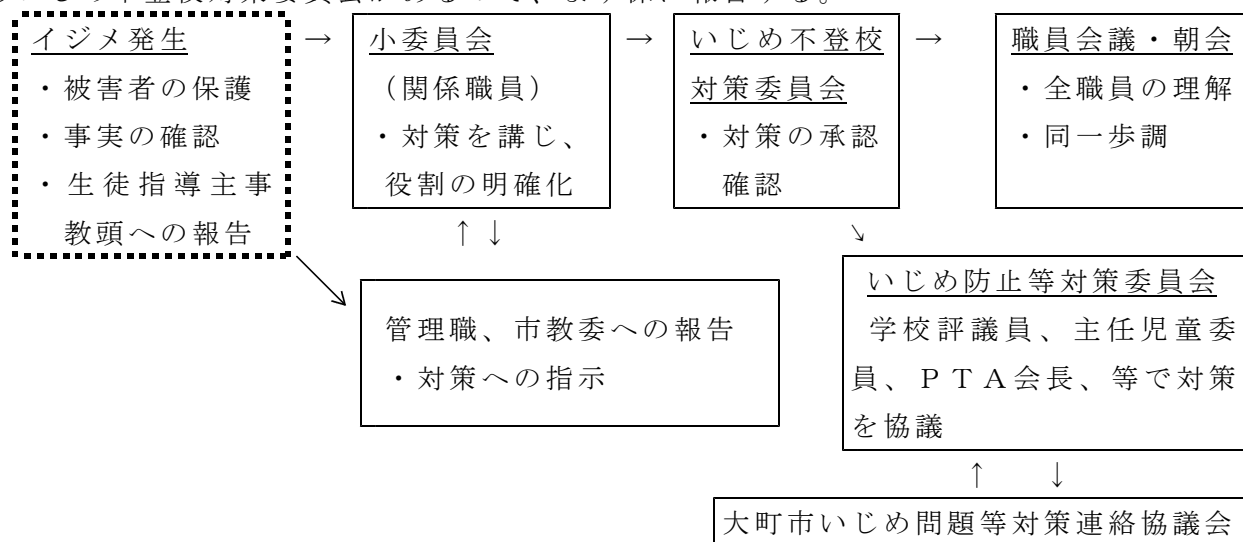
定してしまう危険性があり、子ども同士の相手を見る視点も、その基準の結果の影響が投影されやすい。

そのために、結果だけではなく、活動に取り組んでいるプロセスを認める工夫が大切になる。例えば、楽しく取り組んでいた、周りの子に優しくかった、ねばり強く取り組んでいた、などである。さらに、学習活動や生活態度以外に評価基準を多様に設定することが必要である。例えば、下級生に優しく対応していた、いつもニコニコと明るい、虫に詳しい、などである。

また、学級活動の時間にみんなで「フルーツバスケット」をする、休み時間にみんなで大縄飛をする、というように学級生活の中に遊びの要素を取り入れ、子どもの遊びごころを活性化して人間関係を形成することも必要である。このとき、教師もメンバーの一員として参加し、子どもたちと対等に楽しめると親近感がとても増す。

9 校内体制

○いじめ不登校対策委員会があるので、まず係に報告する。



令和5年度 大町東小学校いじめ防止等対策委員名簿

No	委員氏名	職種	住所
1	※個人情報保護のため	学校運営協議会会長	
2	右役職のみ掲載	主任児童委員	
3		P T A会長	
4		校長	
5		教頭	
6		生徒指導主任	
7		養護教諭	
8		心の相談員	

いじめ対応マニュアル

大町市立大町東小学校

一 「いじめ対応」・人権教育にかかわる基本的な考え

「いじめはどこの学校、どこの学級でも起こりうる」ことを念頭に置き、いじめを許さない学校づくりを通し、いじめ問題の未然防止を図る。子どもにかかわる「気になること」は、どんな些細なことでも職員間で話題にできる開かれた職員集団づくりをめざし、子ども達が発するいじめのサインを早期発見し、早期対応していく。

1, 日常的な人権教育の充実のための心構え

- ① 心を開いて子どもの声に耳を傾ける教師であること。
- ② 子ども一人一人の自尊感情を高める日々の授業を実践すること。
- ③ 全職員の密度の濃い連携、必要に応じて支援体制を作ること。
- ④ 命を大事にする心の教育を充実させること。
- ⑤ 学級の子どもの実態に応じたアンケート調査、聞き取り調査を実施すること。

2, 全職員共通認識でいじめ撲滅に向けた確認事項

- ① 教師自身が人権感覚を磨き、人権に関わるどんな些細な問題にも愛情を持って毅然とした態度で向き合っていくこと。
- ② 日記・生活記録等を活用し、日頃から子どもたちの心の叫びに耳を傾け、小さな変化も見逃さないこと。
- ③ 問題を起こしている児童は「困っている子」ととらえ、子どもの心にある小さな不安や不満を敏感に察知し、対応すること。
- ④ 子どもの変化をいち早くキャッチできるように子どもの様子のチェック項目を決め、活用をはかる。

二 「いじめ」が起こらないようにするために

1, 子どもを見守り、どんな小さなサインも見逃さない学校体制の確立

- ① 子どもの小さな変化を見逃さないために、チェック項目に沿った細かな見取り。

チェック項目(例)

- 以前に比べて挨拶の声が小さく、ぼんやりしたりして、元気がない。
- 遅刻や欠席、早退が多くなる。
- 教室や図書館でポツンとしている。
- 一人で廊下や職員室のそばをうろうろしている。
- 特定の子どもの指名されたとき、教室が冷たい雰囲気になる。
- グループ活動の時、一人だけはずれている。
- 特定の子どものいつも準備や片付けをしている。
- 特定の子どもの机だけが運ばれず放置されている。
- 靴や持ち物がなくなる。
- 特定の子どもの作品が傷つけられていたり、放り投げられていたりする。

*この項目については、子どもたちの実態に即したものに随時替えていくことが必要であり、チェック項目の意味を持っている。

② 定期的な『学級内人間関係調査』の実施。

子どもたちの実態や事実を把握するために、学級内の友だち関係を調査し、活用。

学級内人間関係調査(例)

クラスの友だちについて書いてください。

- 1, 今度席替えをするとき、一緒にグループになりたい友だちの名前を3人書いてください。
- 2, 学校の休み時間などに、よく遊ぶ友だちの名前を3人書いてください。
- 3, 困ったことがあったとき、相談できる友だちの名前を3人書いてください。

2, 家庭・地域との連携を密にすることを旨として

- ① 学校だより、学級通信を通して、日頃から学校の様子を家庭、地域に伝えていく。
- ② 家庭教育支援のための『グレード・アッププラン』の推進と、情報、学習機会の提供を積極的に行う。

二 「いじめ」が起きた場合

1, 「いじめ」が起きたとき、訴えやすい校内体制の確立。

- ① 相談窓口の設定（教頭、養護教諭が窓口となる）
- ② 学習室・相談室の有効活用。

2, 迅速な情報収集と事実関係の把握に努める。

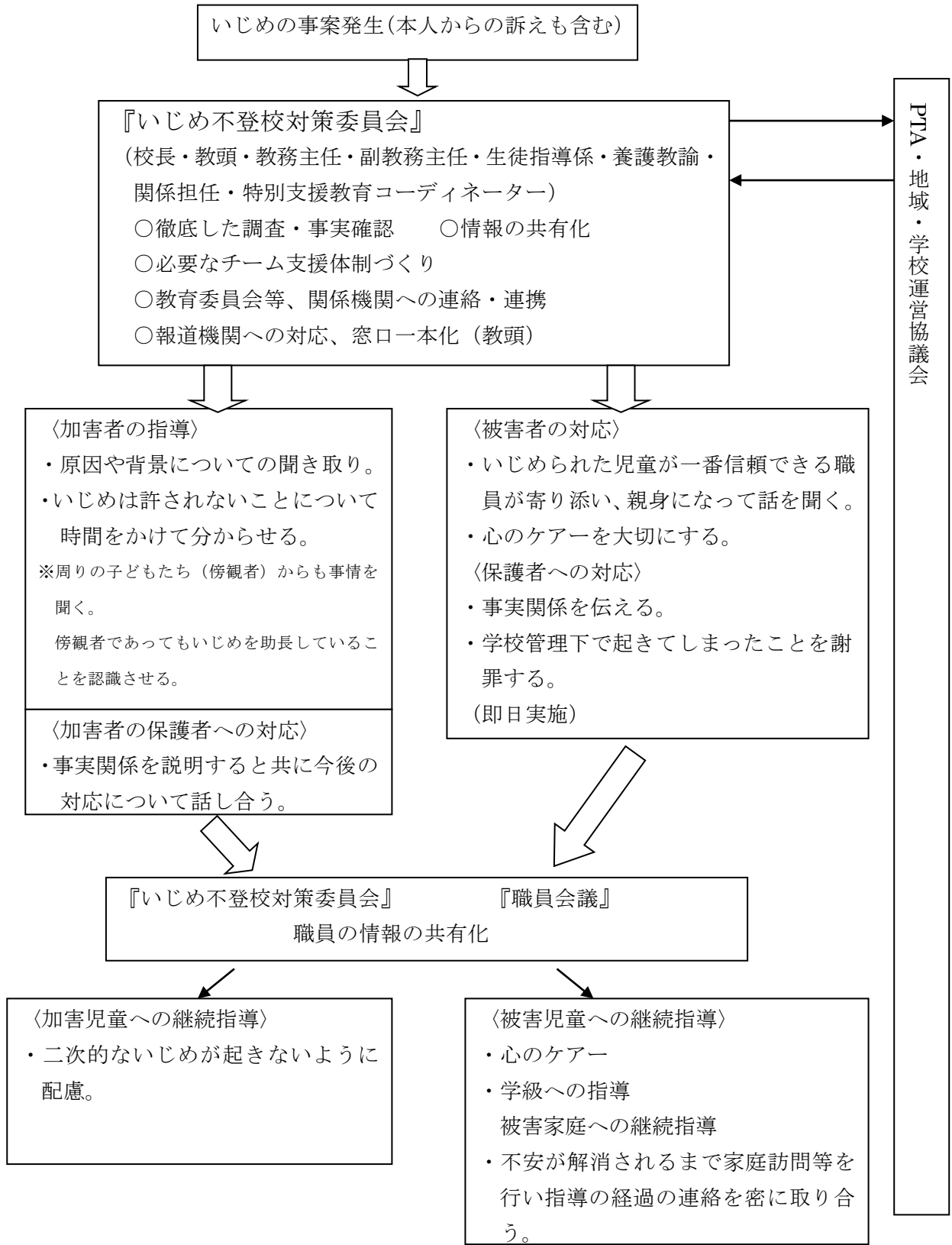
3, 学校全体で情報を共有し、チーム支援体制を組んで指導にあたる。

4, PTA・地域・教育委員会、必要に応じて外部機関との連携協力を取りながら解決にあたる。

5, いじめられた児童に対して、いじめから守り通すための対応と、継続指導。

6, 毅然とした態度で指導を行う。

いじめが起きたときの対応マニュアル



いじめの事案発生(本人からの訴えも含む)

『いじめ不登校対策委員会』
 (校長・教頭・教務主任・副教務主任・生徒指導係・養護教諭・
 関係担任・特別支援教育コーディネーター)
 ○徹底した調査・事実確認 ○情報の共有化
 ○必要なチーム支援体制づくり
 ○教育委員会等、関係機関への連絡・連携
 ○報道機関への対応、窓口一本化(教頭)

PTA・地域・学校運営協議会

〈加害者の指導〉
 ・原因や背景についての聞き取り。
 ・いじめは許されないことについて時間をかけて分からせる。
 ※周りの子どもたち(傍観者)からも事情を聞く。
 傍観者であってもいじめを助長していることを認識させる。

〈加害者の保護者への対応〉
 ・事実関係を説明すると共に今後の対応について話し合う。

〈被害者の対応〉
 ・いじめられた児童が一番信頼できる職員が寄り添い、親身になって話を聞く。
 ・心のケアを大切にする。
 〈保護者への対応〉
 ・事実関係を伝える。
 ・学校管理下で起きてしまったことを謝罪する。
 (即日実施)

『いじめ不登校対策委員会』 『職員会議』
 職員情報の共有化

〈加害児童への継続指導〉
 ・二次的ないじめが起きないように配慮。

〈被害児童への継続指導〉
 ・心のケア
 ・学級への指導
 被害家庭への継続指導
 ・不安が解消されるまで家庭訪問等を行い指導の経過の連絡を密に取り合う。